

○村 長

○4 番

なるわけです。恐らく合併の話が持ち上がったときに費用削減という面でカットされたんでしょうけれども、果たしてそれが今もそのままでいいのかどうか、これを聞きたいと思います。

今も地域政策課長がおっしゃいましたが、中川村の事業、財政、また未来を考えたときに、ちょっと言い方は抽象的になるんですけども、施策があって補助制度を探すと、言い換えれば、ちょっと抽象的な言い方ですが、下流から上流側へ展開するというやり方ではなくって、情報を上流に取りに行って、それにマッチする施策を展開すると、こういう姿勢が今後はどんどん求められると思います。

ちょっとそれですけども、そういう意味では、先般――5月27日の全員協議会で御説明いただいた大鹿村と地域生活圏を構築するための協議会、これを設立して国交省の支援メニューを活用していくという構想、こういった構想は、上流側に積極的に取りに行くわけですから、大変結構なことだと思います。

そういう意味でも、中川村の施策形成や財源確保のためのツールとして山振連を活用することをここで改めて提案したいと思います。

それで、質問の3点目へ行きます。山振連から少しそれるわけですけども、他自治体との比較における本村の国制度等の活用水準について伺います。

長野県内の類似規模自治体と比較した場合、本村における国制度活用件数及び補助金獲得額の水準についてどのように認識されているか伺います。

また、その水準に対する評価並びに課題認識についてお伺いいたします。

今おっしゃった本村における国制度の活用件数、補助金獲得の水準についてどのように認識しているかということでございます。

これにつきましては、確かに、今回の二地域居住といいますか、地域生活圏形成事業、これについては、あるコンサルタントさんから実はお話があったところでございまして、これはなかなか面白い発想だなということで、ちょうど条件が合ったというところで、実は、何ていいますか、大鹿村さん、それから、実は飯島町さんからも公共交通で連携できないかというお話があったところであります。

それで、こういうふうにして、一つは向こうからの働きかけで事業をやってきたということでありまして、そういう意味では、国の補助制度を大いに活用しているというのは、最近ではこれが対象くらいかなと。

ただ、このことについては、国の補助制度の採択申請は行っておりますし、あと、もし採択されればいろんな展開ができるという点で可能性が広がるわけでありまして、補助金ありきでなくても、やはりこの事業はやっていかないと駄目だろうなというところから生まれておるところであります。

そういう意味で、補助金の獲得額等の水準というふうにおっしゃられましたけれども、特に意識的に、積極的に取りに行くということは、御指摘のとおり、してこなかったという現状にあるというふうにお答えをさせていただきます。

（長尾 和則） 分かりました。

○村 長

山振連を活用してということで私も研究を始めて、どう考えても――これは先日の地域政策課長のお答えで分かったんですが、どこにもデータも、何ていうんですか、動きが見られなかったものですから、これはどういったことかなと、逆に、会費を納めているという決算報告もなかったものですから、ただでできる山振連は組織なんだというふうに思い込みましたけれども、いや、実は脱退しておったということでもあります。

近所の例を言うと、天龍村の永嶺村長は山振連の理事を現在務められております。これは、天龍村は、この制度というか、山振連を非常に積極的に活用しておるようでございます。例えば買物弱者対策とか、こういったものを――山振連の実務者研修っていうのがあるそうなんです。そういった場でいろいろな情報を交換しながら、先進事例を参考にしながら対策を練られておるということでもあります。

また、長谷地域――伊那の長谷地域、ここも、やっぱり山振連が推奨している、これは御存じかと思いますが、農村地域運営組織、農村RMOと言われておるものです。これを、山振連の情報を基に先駆けてきな事業を展開しています。

ことほど、さように、やっぱり村単独で上流側へ攻めに行こうというのはとても無理な話だと思います。

最後に言いますが、ほかにもこういった団体はあります。山振連、これを活用しない手はないと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたい。

それで、この項目最後の質問に行きますが、山振連を活用した戦略的制度獲得の必要性について伺います。

冒頭に述べました農林水産省の地域資源活用価値創出対策、それですが、これについては2日目の一般質問で8番議員からもありますね。具体的にはそちらの質問でまた聞いていただきたいと思います。

この対策を例にとると、通常は公募開始後に検討を開始するケースが多いんですけども、山振連のネットワークを活用することで制度の方向性を事前に把握することも可能になります。

今年――令和8年度の地域資源活用価値創出対策は、公告日が令和8年5月11日で、参加締切日が令和8年5月29日でした。この間、3週間しかありません。実際問題として、仮に先ほど言った制度を取りに行こうとすると、もう具体的な各種情報を事前に把握しないと絶対に無理だと思います。

したがいまして、中川村として国の支援制度を戦略的に獲得していくために山振連を情報収集、制度活用のツールとして積極的に活用すべきだと私は考えますが、見解をお尋ねします。

農村漁村振興交付金、これに限らず、国の補助制度の活用を考えた際、募集の開始から申請までの期間は非常に限られております。

先ほどの二地域居住っていうか、地域生活圏の形成事業でありますけれども、

これも非常に期限が短かったということがあります。それで、申請手続に苦慮している部分も見受けられるわけであります。

御指摘のとおり、山振連のようなネットワークを活用することで制度の方向性や情報等を早期に把握し、事前に庁内で検討を進めることは、おっしゃるとおり有効であるなというふうに認識しております。

また、制度活用には、計画策定、これが大前提になりますので、簡便な計画作成の支援を受けられるというメリットもあるようではありますが、本当にこれは簡便な計画作成で済むのかということを、うたい文句はそのようではありますが、今回の国交省の事業につきましても、非常にこれ、どこをメリットというか、打ち出すか、これは非常に計画づくりに苦慮したところでございます。そんなことでございます。

それで、既存の長野県からの情報収集も引き続き実施してまいりたいと思っておりますので、様々な方法で早く情報を入手する、これが、やっぱりどちらにしても、次にどういう展開にするかということが大事でありますので、山振連の会員になるならない、これについても、やはり併せて、これが大前提になるわけでございますので、考えていかなきゃいけないかというふうに考えております。

村の会費採択、これがどのぐらいのものか、そんなにはかからないんだろうなとは思っておりますけれども、だとしたらメリットがあるかもしれない。総合的に、やはり早急に検討する必要があるかと思っております。

以上でございます。

○ 4 番 （長尾 和則） 今山振連の会費というお話がありましたが、事前に地域政策課長にお聞きしたところ4万円～5万円の範囲というふうにお聞きしましたので、そんなに年間予算に影響を与えるものではないと思います。後を上手に使えば、もっと、倍になっていろいろが返ってくるわけですから……。

また、先ほど申し上げたとおり、現在の副会長が地元の宮下一郎代議士であるということ、このパイプを有効的に使っていくと、またパイプも太くなると思います。

ちょっといろいろ調べると、山振連のブロック会議っていうのがあるらしいんです。そこには、どうも農林水産省の本省――東京の本省、それから農政局の担当者が参加しているようであります。そこで最新の制度や概算要求段階の情報が得られるかもしれない。これは相手にもよるんでしょうけれども、そういった活動をしておる市町村もあるのは事実のようです。

となると、山振連の究極的な活用っていうのは、先ほど来申し上げておる情報収集組織ということに加えて、ロビー活動組織、こういった気持ちぐらいのレベルまで行けば、将来の中川村にとって非常に山振連は強力なツールになるんです。

これは一朝一夕にはいかないと思います、やっぱり人脈を構築していくっていうのは何年もかかると思いますので。ですが、何もしなければ何も始まらないと

いうことで、究極的なロビー活動までできるようになれば、小さい村とはいえ、非常に強い情報力を得られるのだと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、山振連のほかに利用できる組織、これも調べてみました。

山振連っていうのは主に農林水産省関係の情報を得ることができるんですが、総務省関係となれば、全国過疎地域連盟、これがあります。

それから、これはよく皆さんがおっしゃるように日本で最も美しい村連合、これにもやっぱり積極的に全国大の情報を取りに――取りに行かれておるんだと思いますが、こともできると思います。

それから、先ほど村長が少しおっしゃいました長野県との関係。長野県町村会や全国の町村会、これらも有効的に活用していきたい組織体だと思います。

いずれにしても、こういった組織体を戦略的に活用して、先ほども少し言いましたが、情報を上流へ取りに行って、それにマッチする施策を展開すると、こういった姿勢が定着してくれば中川村はもっとグレードアップすると考えますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは2項目めの質問に移ります。「デジタルプラットフォームを通じて集めた意見を政策形成にどうつなげるか」質問をいたします。

中川村では、昨年12月からP o l i m i l l 株式会社のデジタルプラットフォームS u r f v o t eを活用し、村民に限らず、村外、さらには全国の中川村に関心を寄せる方々からも意見を募る取組を開始しました。

これは、町村レベルではまだ例の少ない、開かれた住民参加型の政策形成への第一歩だと考えます。加えて、以前から村民の要望が多かった住民の声をすくい上げ政策につなげてほしいとの声にも応える施策であり、評価できるものだと思います。

第1弾として、昨年12月25日から本年1月31日の間、S u r f v o t eユーザーに対し「あなたはどの分野のデジタル活用に期待する？」との問いを発信し、49件の回答を得ています。行政サービスや子育てなど、13分野に対して期待の声が寄せられています。添えられた意見等を拝読すると、建設的なものが多く、具体的なアイデアを述べている方もいらっしゃいました。

意見募集を全国規模としたことで、他の行政の事例も知ることができ、多角的な視野を得られる効果もあるように思います。

1点目、2点目、これも一括して質問いたします。

第1弾の意見募集結果について担当課はどう評価しているか伺います。

また、従来のアンケート等に比べて参加のしやすさ、若い世代、村外関係者の声の広い上げにどのような違いがあったかについてもお伺いいたします。

2点目です。

意見の偏り、匿名性への懸念等、課題となるような傾向はあるか、お伺いをい

○地域政策課長

たします。

S u r f v o t e を活用した意見募集事業についての御質問にお答えをいたします。

ただいま議員から説明をしていただいたとおり、昨年 12 月 25 日から本年 1 月 31 日の間に実施した第 1 弾の意見募集では 49 件の回答をいただいております。

これらの意見は、行政サービス、子育て、医療、福祉、教育、産業振興など、13 分野に対しての期待の声が寄せられております。

具体的に申し上げますと、行政サービスが最も多く 13 件、オンライン申請やキャッシュレス決済、マイナンバーカード連携といった要望をいただいております。

次に子育て関係が 7 件で、母子健康手帳のデジタル化や保育手続のオンライン化についての御意見をいただいております。

医療、福祉の分野では 6 件で、オンライン診療、健康管理アプリ、お薬手帳のデジタル化についての御提案をいただいております。

そのほか、教育が 4 件、農林水産の関係が 4 件、観光が 3 件といった具合に幅広い分野から意見をいただいております。

寄せられた意見の特徴として特に印象的なのは、単なる要望ではなく、具体的な実装可能なアイデアを提示いただいている点であります。例えばマイナンバーカードに紐づけて全てのオンライン化を実現してほしいですとか、窓口の待ち人数をリアルタイムで表示してほしい、あるいはスマート水門による水管理を導入してほしいといった非常に建設的で具体的な御提案もいただいております。

また、村民だけではなく、村外関係者からの意見により、他の行政事例や先進事例も知ることができました。例えばコンビニ端末の利用時間制限の改善やオンデマンド交通、いわゆる中川でいうチョイソコの活用といった他地域での先進事例についての御提案もいただいております。

従来のアンケートでは得られにくかった若い世代からの建設的な意見を今回の S u r f v o t e を通じて多数拾い上げることができたことは大きな成果だと考えております。

従来のアンケートと S u r f v o t e の違いについて申し上げますと、参加のしやすさという点では、従来アンケートは紙媒体や回覧板といった限定的な手段、手法に限定されていたのに対し、S u r f v o t e では、オンラインで、時間や場所、そういったものを問わず参加が可能です。このため、仕事が忙しい方や地理的に離れた場所にいる方でも御自身の都合に合わせて意見を述べることもできるものであります。

若い世代の参加についても、従来のアンケートでは参加率が低い傾向にありましたが、S u r f v o t e はスマートフォンでの参加が容易であることから、若い世代の参加が増加しております。

村外関係者の参加についても、従来のアンケートは基本的に村民のみが対象でしたが、S u r f v o t e は全国の中川村に関心を寄せる方々からも意見を募集することが可能となります。このため、移住希望者や観光客、あるいは企業関係者など、多様な立場からの御意見をいただくことができることとなります。

意見の質という点であります。従来のアンケートでは単純な選択肢が中心でありましたが、S u r f v o t e は自由記述により具体的なアイデアや提案をいただくことができます。

また、リアルタイム性という点では、従来のアンケートは集計に時間がかかるのに対し、S u r f v o t e はリアルタイムで意見を確認し分析することが可能となります。このため、意見の傾向をより迅速に把握して施策に反映させることができると、そういった面がございます。

また、次の質問の意見の偏り、匿名性ということではありますが、S u r f v o t e の利用に際して課題となる可能性のある傾向についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず意見の偏りですが、第 1 弾の意見募集においては、スマートフォンやインターネットになれた層からの意見が中心となる可能性があります。言い換えますと、高齢者層や非デジタルユーザーの意見が少ない傾向にあるのではないかとということであります。

また、全体で 49 件という回答数の中でも関心分野の偏りも見られます。先ほど申し上げましたとおり、行政サービスが最多で 13 件、次に子育てということで、この 2 つの分野に意見が集中している一方で、産業振興の分野では 1 件、環境、エネルギーも 1 件といった具合に回答が少ない分野も存在しております。

村の人口が 4,500 人ということで考えますと、全村民のニーズを完全に代表しているとはまだ言い難い側面もあるということでもあります。

次に匿名性の懸念についてであります。

匿名であることにより、無責任な意見や不適切な表現が含まれる可能性もあります。

また、意見の信頼性を確認するための検証方法の必要性も生じるということでもあります。

しかしながら、一方で、匿名性により自由な意見表明が促進されるということも考えられます。プライバシーが保護されることで本来の意見を述べやすくなるという利点もあるわけであります。

参考までに申し上げたいのは S u r f v o t e のプラットフォーム自体の設計についてであります。

S u r f v o t e は公平な言論空間を実現することを目的として設計されておりまして、以下のような工夫がされております。

まず意見を設定する者の役割についてですが、特定の主張を広める宣伝者では

○4 番

なく、参加者が自ら考えるための論点や参考情報、エビデンスを整理して提供する編集者として位置づけされております。

次に契約による中立性の担保であります。特定の立場や結論への誘導を行わないこと、エビデンスに基づき根拠を明示すること、複数の選択肢を必ず設けることが契約事項として明確に定められております。

運営会社のP o l i m i l l 株式会社は、特定の政治的立場や思想を取ることなく、執筆者の選定においても特定の価値観に偏らないよう配慮されております。

これらの課題に対応するため、当村としてはS u r f v o t e と従来のアンケート、ワークショップ等を組み合わせることで多様な層からの意見を収集していくことができると考えております。

寄せられた意見について専門家による検証と分析を実施し、寄せられた意見に対する行政からのフィードバックを充実させることで信頼性の向上に努めてまいります。

（長尾 和則） 分かりました。

P o l i m i l l さんの設定によってある程度バランスが取れるようにというのは初めて今お聞きしまして、確かに、今回の49件の意見をざっと拝読しますと、私の最初の感想は建設的な意見が多いなと、それとバランスが取れている御意見が多いなというふうに感じました。

ただ、今、課長がおっしゃったように、やはり若い方の御意見なんだろうなというのはかなり多かった。確かに高齢者の方にはなかなか使いづらいのだと思います。

ただ、中川の方々からすると、村民の方からすると、実は議会だよりモニターで度々意見をいただいたんですけれども、やはり、例えば村のホームページ等で、インターネットというか、S N S 等を通じて意見を上げたいんだという声はちらほら出てまいります。

今、村のホームページでは、「村長の部屋」で意見を上げられるシステムはありますが、それはそれで大変結構なことかと思うんですが、なかなか、ちょっと敷居が高いので気楽に投稿するということの感じではない。

そうすると、S u r f v o t e もこれからいろいろ練っていかれるんだと思いますが、ああいう場を利用して気軽に意見を述べられる、それも建設的な意見を述べられるという場は非常に大切にしたいなと思います。

これも感想になりますが、よく他のS N S で見られる乱暴な文章っていうのもちょっとあったんですけど、非常に少ないなという感想も得ましたので、ぜひ今後も活用をお願いしたいと思います。

3点目の質問へ参ります。

S u r f v o t e で集約された意見等を今後どの政策、計画、事業にどのように反映させていくか伺います。

○地域政策課長

4点目も一緒にお尋ねします。

S u r f v o t e による意見集約は中長期的に活用していくのでしょうか、活用する場合、中川村総合計画のどこに位置づけるか伺います。

参考までに、先ほど昼休みに7番議員とこのことについて話したときに、中学校の部活動、これについても様々な御意見があるので、こういった場を通じて意見を集約すると若い親御さんですからいいんじゃないかっていうお話もしました。そういった構想があるのかどうか、お尋ねをいたします。

S u r f v o t e で集約された意見等を今後どの政策、計画等に反映させていくかということであります。

寄せられた意見を政策、計画、事業に反映させるため、村としては次のようなプロセスで構築していく考えであります。

まず、第1段階として寄せられた意見を分野別、課題別に分類、整理をしていきたいと、第2段階として村の総合計画や財政状況、実現可能性等を勘案して優先度を判定していきたい、そして、第3段階として分類、整理された意見を関係部署と共有し、検討、協議を行いたいと考えております。

そして、第4段階として、検討結果を踏まえ、総合計画や各種計画・事業に反映させていき、最後に反映状況を村民に報告、透明性を確保していきたいと、そういった考えでございます。

具体的な反映方法につきましては、今回の意見で多く出された行政サービスのデジタル化に関しましては、村の方針とも合致しておりますので、具体的にオンライン申請やキャッシュレス決済、マイナンバーカード連携を進めてまいりたいと考えております。

その他の意見や今後意見を募る内容につきましては、先ほど述べました検討プロセスを経て、住民ニーズも十分に検討しまして、具体的な政策の実現に移していきたい考えであります。

意見の反映を確実にするために、村としてはS u r f v o t e に集約された意見を検討する庁内会議等の設置を検討したいということであります。

また、各分野の意見に対する検討責任を各部署で明確化しまして、意見の反映状況を定期的に管理、報告する体制を整備したいということであります。

続いて、意見集約について、中長期的に活用していくのか、活用する場合は村の総合計画のどこに位置づけるのかという御質問であります。

村では、現在、S u r f v o t e は試行的に活用しておりまして、その効果と課題について検証を進めているところであります。中期的な活用につきましては検証結果を踏まえた上で判断してまいりたいと思っております。

現在、S u r f v o t e の利用については、費用面では無料で活用しているということもありまして、もう少し活用を行って検証につなげていきたいということでもあります。

第 1 弾の意見募集を通じまして、町村レベルではまだまだ――先ほど議員もおっしゃったように、町村レベルでは例の少ない部分であります。開かれた住民参加型の政策形成の可能性というものは感じておりまして、村民だけではなく、村外の関係者からの意見を収集することで村の課題に対する多角的な視点からの御意見を得ることができるのではないかと、そして、より質の高い政策形成が可能になるという利点が考えられます。

また、住民の声をすくい上げ政策につなげてほしいという村民の要望に応える手段として一定の有効性があるとも考えております。

一方で、先ほど御説明したとおり、意見の偏りや匿名性に伴う課題、また限定的な回答数など、改善する点も見えてきておりますので、村としては、公の計画等については偏りが無い中で様々な方々から意見をいただくことが大切であると考えており、今後、効果検証のための追加の意見募集等も含めて検討しまして、村の政策形成にとって本当に有効な手段であるのか、また中長期的に活用する価値があるのかについて客観的かつ慎重に判断していく考えでございます。

なお、現時点での総合計画での位置づけですが、S u r f v o t e による意見収集は中川村第 6 次総合計画後期基本計画の分野横断施策の持続可能な地域コミュニティの活動の推進の中に試行的な住民参加型の政策形成として位置づけていきたいと担当課では考えております。

検討中の部分もありまして、検証結果に基づいて、今後、位置づけにつきましては見直しを行う可能性もあるかと思いますが、具体的には、今後年 1 回程度の定期的な意見募集を試行的に実施しまして、特定の政策、計画策定時にはテーマ別の意見募集をこれも試行的に実施しまして、この結果を通じて S u r f v o t e の有効性と課題を継続的に検証して中長期的な活用方針を判断していきたいということであります。

以上のとおり、村の S u r f v o t e に対するスタンスは、現在のところまだ試行中のところでありまして、あくまでも検証中であり、この結果によりまして今後の活用方針を決定するという考えでございます。

（長尾 和則） 分かりました。効果を確認して試行的にやっていきたいと、年 2 回程度というお話もありました。そういった意味では、1 回目を実施して半年ぐらい経過していますので、そろそろ第 2 弾を御検討いただいて、効果の検証をお願いしたいと、ここで要望しておきたいと思います。

最後の質問項目ですが、今の課長のお話の中に、従来、ちょっと、ちょこちょこ出てきましたので、ここは割愛させていただきます。

時間の関係で 3 項目めの質問に入ってまいります。

3 項目めの質問です。「空き家敷地等の適正管理と地域負担低減について」質問をいたします。

近年、村内において空き家敷地の樹木繁茂や耕作放棄地の草刈り等について担

当地区が村外在住の所有者に対し管理を依頼しても対応がなされないケースが増加しています。その結果、地区に過度な負担が生じ、地区単独での対応が困難な状況となっています。

現在の対応は地区による任意の働きかけに依存しており、法的拘束力は実効性には限界があると考えます。

このままでは景観の悪化や防災上の危険、生活環境の悪化が進行することが懸念されます。

このことは、実は我々 17 期議員になって開始しました議会チョコッと訪問で各地区の総代さんのところにお邪魔してきておるんですけども、そういった中で大変困っておるんだという声もよくお聞きしております。

付け加えて言うならば、空き家そのもの自体については国の法律、いわゆる空家等対策特別措置法、これがあるわけなんですけれども、敷地内の樹木、雑草や耕作放棄地の管理不良に対してはそういった法律はないんです。ないために、結果として地域にしわ寄せが行ってしまうという状況が発生しているんだと思います。

1 点目の質問です。

所有者責任が原則であることは重々承知しておりますが、地域住民の生活環境保全の観点から、村としてどこまで関与すべきと考えているのか伺います。

それでは私のほうから空き家の対応について御回答させていただきます。

村では、原則の部分も踏まえまして、所有者へ状況の報告や対応の依頼を行ってきているというような状況であります。

具体的には、隣接の方に影響がある実態があれば、その状況改善を所有者へ連絡する、道路などに倒壊などの危険性があれば、改善を行っていただくよう求めるなど、被害度合いを見越しながら具体的な対応を行ってまいりました。

しかし、地区要望などで対応に苦慮している地域の状況はそれぞれお伺いしております。

地区での対応となると、役員の皆さんの労力などを考慮すれば多大な負担となることから、村から所有者に対してさらに対応を求めていくなど、引き続き関与を行っていきたいというふうに考えております。

（長尾 和則） 現在も村から所有者に対してアクションを起こしておるということで、分かりました。

2 点目の質問です。

地域負担軽減の観点から、集落支援員を中心とした所有者との調全体制を構築し、地区任せとしない仕組みを整備すべきと考えます。

集落支援員の定義を総務省のホームページで調べますと、

集落の維持・活性化把握、住民同士の話し合いの促進のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況

○建設環境課長	把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。	
	とあります。	
○4 番	したがいまして、この定義からしても、集落支援員によるサポートというのは本来の趣旨に合致したものと考えますが、村の見解をお尋ねいたします。	
	現在、地域おこし協力隊員による空き家調査を進めているという状況であります。これは、将来空き家が危険家屋になる前に、経済的な負担を軽減するための活用を図ることで危険な状況に陥る物件を減らす方法として行っているものであります。	
○4 番	御提案いただいた調整体制も必要なことであるというふうに思われますので、各種制度の活用による調整体制の構築に向けた検討を進めていきたいというふうに思っております。	
	（長尾 和則） 現在、協力隊員さんによる「あきてらす」を中心とした空き家対策、これは建物関連が中心となりますし、担当の方もそういった資格、大変すごい資格を持っておみえになりますので、建物自体に限って取り組んでいくのが正解だと私も思います。	
○建設環境課長	そうなると、敷地の話っていうのは、やっぱり村の職員の方が直接ということもされておるんだと思いますが、やはり専門のノウハウを育成していくためにも、集落支援員、1 名でできるかと思うんですが、ぜひ新規に御検討いただいて、その方に各地区の悩み事に取り組んでいただくという体制を、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。	
	3 点目の質問です。	
○建設環境課長	現行制度において所有者が対応を拒否した場合、実効性ある対応が困難であると考えますが、村としてどのような課題を認識しているのか、お伺いいたします。	
	個人の財産による前提によりまして、その所有者がどのように危険性を認識し、改善が必要であると自分事として考えていただけるかが肝要であるというふうに認識をしております。	
○4 番	これまでの連絡ややり取りの中では、対応を拒否しているというような実態はございません。	
	しかし、多くの物件で相続や所有権の関係で問題があり、所有者、管理者が積極的に対応していただけないということが課題というふうに感じております。	
○4 番	そのため、空家等対策協議会にも入っていただいている法務、不動産、建築、警察などの識見者の意見なども伺いながら所有者への助言に努めていきたいというふうに考えております。	
	（長尾 和則） 今の項目についてはよく分かりました。	
	最後の項目に入ってまいります。	
	最後の質問になります。	

○村 長	ほかの自治体では独自条例により段階的な指導や行政代執行を可能としている例があります。	
	具体的に言いますと、三重県名張市ではあき地の雑草等の除去に関する条例を昭和 62 年に制定しているそうであります。毎年 1,000 件の苦情に対し、どうしても応じない所有者に対しては、これまでに何件も行政代執行を施行しているようです。	
○村 長	また、滋賀県草津市では、条例を制定して、市外在住などの理由で所有者が遠方で草刈りに行けないとか、どこの業者に頼めばいいか分からないといった場合に備え、条例の中に除去の委託あっせん先、これを紹介する仕組みを組み込んでいるそうであります。	
	本村においても同様の条例整備に着手すべきと考えますが、検討を開始するお考えはあるか伺います。	
○4 番	県内の自治体では、独自に地域の課題に応じた、例えば空き家ですけれども、空き家等に関する適正管理条例ですとか、空き家バンク条例、これを制定し、管理指導や移住促進を行っているという例があるようであります。	
	村は、中川村第 2 期空家等対策計画の中で、空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態である管理不全空家等に関する措置として、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、まず 1 所有者等の事情の把握、2 措置の事前準備と調査、これは法律の第 9 条第 1 項に記されていることであります。3 認定及び措置、4 所有者等への指導、これも法律の第 13 条第 1 項に記されている指導であります。5 所有者等への勧告、同じく同第 13 条第 2 項に記されております。などを行い、特定空家に移行した場合には、災害その他非常の場合は、特定空家等が保安上著しく危険な状態にあるなど、当該特定空家等に対し緊急に除去等の必要がある場合、村長が緊急代執行を行うことというふうにしております。	
○4 番	現時点では、管理不全空家、その他の特定空家に対する措置が明確になっておりますので、それぞれ法にのっとった対応ができるということから、独自条例の制定は必要というふうにはしておりませんが、状況を見極めながら必要に応じて検討していきたいと考えております。	
	議員のおっしゃった草刈り、放置をしている、庭木等をそのまま放置して、うっそうとして、日影になってどうだこうだとか、これを何とかしろというふうなことにしましては、非常に、なかなか難しいものがあるのかなと思います。	
○4 番	特に、条例を制定して代執行したとして、伐採する、本人に請求する、本人は払わない、こういうケースも恐らくあるわけでありますので、個人の財産に関することってというのは非常に、これは執行が難しいっていうことを感じております。	
	（長尾 和則） 分かりました。	
	今、村長のおっしゃっていただいたところは冒頭言いました空家等対策特別措	

置法に基づくお話かと思えます。

冒頭で言いましたけれども、空き家そのものについては、やはり法律が整備されているんですが、その敷地の草とか木については法律の谷間があるということで、結局は地域住民の方々が苦勞しておる。これは国の法律の問題でもあるのかもしれない。

いずれにしても、それをどうこう言っても事は解決しませんので、交渉事で当面は行くしかないんだろうと。

確かに、村長がおっしゃるように、いきなり代執行を含めた条例化というのはハードルが高い、それはよく分かります。

そうなると、交渉事でいくには、やはり、何度も申し上げますが、集落支援員というある程度の専門家を設置して、その方に各地区の悩みに乗っていただくという仕組み、これについてぜひ仕組みの検討をお願いしたいと思えます。

以上お願いしまして、私の一般質問を終わります。